

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和3年度第3回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和3年 12月15日（水）
開催時間	10時00分 開会 ～ 11時40分 閉会
開催場所	中央館8階 災害対策本部室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本高齢福祉課長、関根権利擁護推進係長、                   檜山高齡援護係長 障がい福祉課：日吉障がい援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長、                   小川虐待防止・権利擁護担当係長 西部福祉課：高野西部福祉課長 中央本町地域・保健総合支援課：田口中央本町地域・保健総合支援課長、                   田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：佐藤福祉事業部長、和田地域福祉部長、                   山本権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：千ヶ崎福祉管理課長 障がい福祉センター：高橋障がい福祉センター所長 生活保護指導課：北村適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○関根権利擁護推進係長

おはようございます。それでは、皆様、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

高齢者施策推進室長の宮本は別件があり、遅れての参加となりますので、私、権利擁護推進係長の関根が開始させていただきます。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に配付した資料は次の5点です。次第、名簿、席次表。それから、議事資料のつづり、分厚いものでございます。

それから、傍聴人の方へのお配りはしていないんですけども、個別案件資料のつづりの5点になります。

不足している資料がございましたら、事務局がお持ちいたしますので、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員の報告をさせていただきます。委員定数4名のところ出席委員4名で過半数に達していますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告させていただきます。

なお、議事録作成のため、本日の審議は録音させていただきます。何とぞ御了承ください。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言してください。御協力のほど、よろしく願いいたします。

これ以降の進行は八杖審査会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○八杖会長

皆さん、おはようございます。朝早くから集まっていただき、ありがとうございます。

ちょうどコロナも一段落といたしますか、そういう時期になっておりまして、オンラインだけでなく、集まってやるようなことも増えております。ですから、現場でもいろいろやり方が変わり、今まで訪問ができていなかったところを訪問するなど、慌ただししい師走になっておりますが、頑張っただけで成年後見についてもやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、最初に、本日の議事録の署名人をお願いしたいと思います。本日の議事録署名人は矢頭委員と大輪委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

では、次第に従いまして、議事を進めます。議題の1番、令和3年度成年後見制度利用促進事業実施計画及び実施状況（9月～11月分）について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○関根権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係長の関根です。よろしく願いいたします。

まず、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが中核機関設置後の当区の一覧表といたしますか、いわゆる審議会、地域連携ネットワークの場合分けをしたところの今年度の取組、来年度以降の数値となります。この数値は高齢者保健福祉計画に書いてあるもの等の集合でございます。令和3年度は、これに基づいて、各個別の事業を実施しているところです。

めくっていただきまして、我が区の現

状、権利擁護推進係で行った取組の状況などを、まず報告させていただきます。

区長申立ての状況は、前回の審査会から3か月分の太い囲みの部分ですが、検討数や申立て件数、費用助成の件数などがございます。

記載のとおりなんですけれども、欄外のところに令和2年度同時期の数字が書いてありまして、区長申立審査会検討件数が33件で昨年の同時期の49件と比べると減少しております。また、申立件数も前年の44件に対して34件と若干の減りがございます。報酬費用助成については前年度の数値とほとんど同じですが、審判請求費用助成の件数は倍増しております。

検討件数や申立件数が減っている状況ですが、その前段階であるところの相談件数はどうなのかと申しますと、右の5ページの部分になります。こちらは権利擁護センターあだちで行われている相談受付状況の集計結果でございます。

11月までですと、全ての相談件数において2,737件、昨年度同時期は2,365件ですので、相談件数としては増えている状況でございます。とりわけ、中の項番6番、7番の地域福祉権利擁護事業とあんしん生活支援事業、どちらも後見に至る前の段階の判断能力の段階で行われているものですが、その件数が増加しております。昨年度、地権事業においては年間で274件のところ、今年度は11月の段階で259件、あんしん生活支援事業も年間で196件のところを11月の段階で168件と、既に昨年1年間の数値と同じぐらいの数値になっており、今後も増えていくことが予想されます。

めくっていただきまして、6ページ、7ページが、先ほどの最初の表に基づく各取

組の内容となります。前回の審査会では8月分までを報告させていただきました。月のところの網かけ、それから太枠のところは、今回、報告させていただく内容でございます。

9、10、11月は以下のように実施しております。高齢の分野では、特段、中止したイベントなどはございません。よろしくをお願いいたします。

知的障がいや精神障がいの分野で、何か計画の現状ですとか変更点等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当の小川でございます。

6ページ、7ページのところで、知的障がいのほうでは、2大法人、大きな2つの法人に向けての小規模講座という形で計画をしておりましたが、秋口のところで、実際問題は実施できていない状況がございます。

知的障がいの部分に関しましては、権利擁護センターなどと協力いただきながら、法人の中のいわゆる人権権利委員会みたいなものがある、その委員さんとグループワークみたいなことができればいいよねということで、これは去年度から計画していたことなんですけれども、法人に聞きますと、その委員会そのものも全部、法人の中で、まだウェブでやっているような状況だったということで、なかなか集まってやるということができていないということで、そうは言いながらも、大分この1か月、2か月、収まってきている中で、働きかけを今しているところです。それで、人数をもう少し絞った形でも、年度内に何かできないだろうかということの、今、働きかけをしておりまして、法人の担当の職員

とやり取りをしているところです。

それから身障のほうは、やっぱりこちらの法人も、主に管理職、主任向けに成年後見制度の研修ということで、講演会形式でということで、矢頭先生に交渉をお願いしていると。これも2年連続で、ちょっとうまくいかなかったところがありまして、これも法人のほうに尋ねたんですけども、今のこの状況が続くのであれば対面のやつはやれる可能性はあるということで、法人から、今、御返事をいただいているところです。ただ、オミクロン株というのが、今またどういふふうになっていくのかということがあるので、計画をして、また計画倒れになりかねないということもあります。

今後、やはりオンラインのものも含めて、我々も少し考えていかななくてはいけないかなというところは、今、いろいろ思案しているところでございます。年度内に、この3か月の中でできるかどうかというところは微妙なところではあるんですが、やれる方向に向けて努力していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○田口精神保健担当係長

足立保健所中央本町地域・保健総合支援課精神保健係、田口です。

精神障がいの方々に向けての講座の話ですが、地域活動支援センターふれんどりい、当事者向けの小規模講座が6月30日に実施できました。また、2月の下旬に家族向けの小規模講座を実施するという方向性が先日決まりました。高次脳機能障がい者の家族向けに小規模講座を実施したいと思っております。

また、昨日、行政職員向けの研修がありました。保健師向けの研修を昨年度はで

きなかったもので、今年度はぜひ実施したく、1月の中旬に保健師向けの研修実施を予定しております。精神障がいの申立件数が毎年少なく、保健師も、どのように情報を収集して、アセスメントをしていったらいいかというところが、やはり知識が薄くなっていくものですから、少なくとも年に1回は研修をしたいと思っております。

昨日の行政職員向けの研修にも参加した者が、また1月にも参加するという話も聞いていますので、保健師が実際に動くところの動きについて、1月では深めたいと思っております。

以上です。

#### ○関根権利擁護推進係長

ありがとうございました。

10月27日の地域連携ネットワーク協議会については、議題2で取り上げたいと思います。現在の状況については以上です。

次に、権利擁護支援センターあだちで行っていただいた研修の結果や報告、相談会の報告等をよろしくお願ひいたします。

#### ○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちの山本です。私からは8ページ以降についての御報告をさせていただきますと思います。

まず8ページ、これは9月の第2回審査会の際にも、御報告させていただいた、ケアマネジャー向けの研修の結果報告です。

コロナの感染状況が一番ひどい時期の開催ということもあり、動画を撮影してのYouTubeでの配信という形で研修を実施しました。今回は、その隣の9ページ以降にある、実際に参加された方のアンケートをまとめたものを御報告させていただきますと思います。

実施の結果ということで、区内313の

事業所に、この研修の御案内をさせていただいた結果、83の事業所、149名の方にウェブ上で動画の視聴という形で御参加をいただいております。アンケートの回答者は69名ということで、多くは在宅の高齢者を支援する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが9割を超える参加をいただいています。一部、特養、老健等の施設ケアマネジャーも御参加をいただいているという状況です。

ページをめくっていただいて、10ページですね。3番のところ、ケアマネジャーとして、成年後見制度に関する相談を本人、家族から受けたとき、どのような支援をしていますかということで、ケアマネさん、成年後見制度についての概要を御存じの方については、ケアマネとして、こういった制度の概要を説明しているということが58%、もう一つ多かったのが、地域包括支援センターへの相談ですね。入谷の地域包括支援センターに窓口の紹介も含めて御相談をしているというケースが60%と半数を超えているというところです。次いで、権利擁護センターへ相談しているということで、3番手に来ているところです。

どうしてもケアマネさん、日頃のケース対応の中での一義的な相談先というのは地域包括支援センターが1番になるかなというところもありまして、ケアマネとして、こういった相談を入れるのは、まずは地域包括と。そこで具体的な対応が必要になったり、申立てという流れになった際に、改めて権利擁護センターに御相談をいただいたり、中には包括のほうで、そのまま相談対応を進めていただいているところもあるということで、引き続き権利擁護センターとしても、地域包括支援センターとの連携というのは重要な部分なのかなと考えてお

ります。

お隣、11ページ、自由記載の部分ということで、とても分かりやすく参考になりましたという御意見があったり、先ほど関根係長から、権利擁護センターの相談の状況の御説明が、5ページの部分の相談の実績のところがあったんですが、昨年と比べて相談件数そのものが増えているというところの中で、地域福祉権利擁護事業、それから高齢者あんしん生活支援事業の相談が特に昨年に比較して増えているというところでは、まだ判断能力がある程度おありの高齢者、あるいは後見類型ほどまで低下をしていない、まだ残存の認知機能が残ってらっしゃる方について、早期の段階で相談につなげていただいているというところがあるので、この自由記載のアンケート回答の中の真ん中より少し下の17番などですね。意思決定支援について、もっと勉強していきたいというようなお声もあるところで、まだ御本人が、ある程度、意思を表明できる段階で、御自身がどうされたいかということを含めて、権利擁護センターに相談していただくということが少しずつ増えてきているのかなという相談の実績からの実感があるところでございます。

ケアマネジャー向けの研修の結果報告、アンケート報告については以上となります。

続きまして、めくっていただいて、12ページ。高齢者・障がい者無料法律相談の実施結果ということで、9月から11月までの実施結果を御報告したいと思います。

成年後見制度に絡む相談だけでなく、弁護士さんにお越しいただいての相談会については、割と、そのほかに介在する法律の問題、消費者被害であったりとか、ある

いは債務整理というようなところが、御本人の判断能力の低下に基づいて起きているケースが御相談として上がってきております。家賃滞納で困っている、自己破産したほうがいいのかどうかというような御相談だったりとか、あとは消費者金融から60万円の負債がある。債務整理をしたほうがいいかなんていうことで御相談をいただいているところでございます。

基本、毎月2枠、2件の御相談を受けるという形で実施はしているんですが、御相談が割と多くて、10月と11月については1枠ずつ増やして、3件ずつ相談を受けているという状況でございます。

お隣、13ページのほうを御覧いただきますと、この高齢者・障がい者のための相談会、昨年12月から弁護士のお二人の先生に担当いただいて、毎月開催しているところなんですけど、この12月から、今月から司法書士の先生による相談会も併せて実施していくということで、今、準備をしているところです。

司法書士の先生による相談については、基本的には成年後見制度に絡む相談ということで、それに付随して、相続とか遺言みたいなことで御相談に上がるケースはあると思うんですが、原則は成年後見制度についての御相談ということで、こちら2枠ずつ、お二人の先生に御協力いただいて、12月から実施していく予定となっております。

14ページ、15ページについては、区のホームページでも、こういった相談会を開催しますということで、今年度の年度末にかけての日程も含めて御案内をさせていただいているところです。

無料相談会については以上となります。  
さらにページをめくっていただいて16

ページですね。これは毎年、リーガルサポートさんとの共催という形で実施している成年後見・相続・遺言無料相談会を10月30日の土曜日に行った際のご報告です。

リーガルサポート東京支部の司法書士の先生から11名御参加いただいて、今日いらっしゃる矢頭先生にも参加していただきながら、権利擁護センターの職員9名とで相談会を実施しております。

事前予約で20組。定員が20組ということでありましたので、満席という状況でやったんですが、結局、お一人、直前でキャンセルが入ったので、結果、参加されたのは19組というふうになっております。

相談内容は、その下に書いております遺言、成年後見制度、相続といった形での相談が主となっております。

これもアンケートというところかというと、この相談会は足立広報に、その開催の情報を載せておりますので、それを見て、参加しましたということが大半を占めているというところです。

そのアンケートの③のところ、長年の課題に道筋がつかえましたとか、専門家の先生からアドバイスをいただき大変参考になりましたというようなプラスの御意見をいただくところなんですけど、上から3つ目の、せっかく来たのですが、用が足りませんでしたという方がお一人だけいらっしゃって、これは内容としては相続に関する相談という中で、相続税に関する相談をしたかったということで、税金の話になると、司法書士の先生は半ば専門外であるということで、これは税理士さんに相談されたほうがいいのではないかとということで終わっている相談になっています。

課題としましては、相談の申込みを受ける段階で、ある程度、細かいところまで

は、聞き取り、なかなかできないと思うんですが、どういった内容の相談かというところを少し聞き取りした上で御案内できるような体制を取れたらよかったのかなと反省しているところでございます。

リーガルサポートさんとの無料法律相談会については以上となります。

最後、17ページですね。親族のための成年後見制度講座の実施報告ということで、これは11月の末に権利擁護センターの千住庁舎で行いました。

参加者10名の方、参加いただきまして、講師は司法書士の先生に制度の概要などを御説明していただいた後に、実際に御親族として後見人になられている方にもお越しいただいて、その司法書士の先生とのインタビューという形式で、実際の親族後見としての日々の活動だったりとか、親族後見になった経緯みたいなところをインタビュー形式で御報告をしていただいております。ということですね。

権利擁護センターからの報告は以上となります。

#### ○関根権利擁護推進係長

議題1については、以上のとおりの報告となります。よろしく願いいたします。

#### ○八杖会長

ありがとうございました。

それでは、多くのご報告がありましたので、切り分けて意見を聞いていきたいと思っております。まず、首長申立てや相談件数のお話が最初にあったかと思っておりますので、こちらについて御質問や御意見がありましたら、委員の先生方、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

矢頭委員、お願いします。

#### ○矢頭副会長

司法書士の矢頭です。

その前に、先ほど小川係長から私への講師依頼の件で、2度、今まで頓挫しているというお話がありました。多分、3度目のオファーをいただくのを慎重に検討されていて、今まで以上に御配慮いただきながらと思っております。現在、非常に安定している状況だと思っておりますので、ぜひとも前向きに御検討いただいて、仮にオミクロン株で厳しい状況になって断念をするとなったとしても、二度あることは三度あるでございますので、お気遣いなくチャレンジしていただければと思います。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

ありがとうございます。

#### ○矢頭副会長

それでは、私から少々申し上げたいのが、区長申立てについてなんですけれども、実は、ある事業所から相談を受けた案件、足立区内の案件で、個別の内容を伺いますと、いわゆる成年後見制度を利用したほうがいいだろうと思われる案件であります。

ただ、本人申立てはできませんし、また、親族申立てをしていただけるような親族がいらっしゃらない案件でありますので、そうなりますと区長申立てということが考えられるわけであります。

しかし、その案件においては、その担当する地域包括が、どうもその手続に乗り気ではないと、まだその時期ではないというようなことで、そこから先に進まないということでありました。事業所としては、その方の支援に非常に困っているという案件であったわけであります。

地域包括の見立ての話は伺っていませんので、それが全ての情報だとは思えないんですけれども、一応、内容としては、権利

擁護センターは、この案件を知っているのかというところを聞いたところ、どうもそこまでは行ってないみたいな話でありますので、ただ、地域包括の頭越しにそういう話をするというのも、穏当を欠く可能性もあるので、例えば、地権事業等々の利用ができないかという角度から権利擁護センターに御相談したらどうでしょうかというアドバイスはさせていただきました。大分前の話なので、もしかしたら、もうつながっている可能性はあるかもしれません。

ここで申し上げたいのが、やはり地域包括は地域包括で非常に忙しく活動されているという中で、この区長申立てという、どちらかというとい異質な事務が大分負担に感じているところがあるのではないのかというところが推察されるわけであります。

今、足立区内における区長申立てが、どういう仕組みで、どういう流れで、実際に申立てに至るのかというところで、その中で、本来、区長申立てにつながるべき案件がきちんとつながっているのかどうかという検証をできればしていただきたいなと思っています。

申立書の作成、それに付随する添付書類の収集等、福祉分野の方々にとっては、かなり異質な内容でありますし、また、人事異動によって、それまでのやられてきた経験のある方も、異動されて、全くやったことがない方にとってみると、少し敬遠したくなるというところも、もしかしたらあるのかもしれないというところで、そういった中で、その仕組みとして、一定程度効率的につながる仕組み、そして、権利擁護センターと、まだ申立て案件の候補となる段階での情報共有の仕組み、こういったところができているかどうかについて、できれば検証していただいて、何らかの形で事業

所が持っている問題意識を全体的に意識共有、情報共有できるようになっているかどうかを確認いただけたらなということで、今日この場で問題提起させていただいたので、すぐ詳細な御報告をいただくのは難しいかと思えますけれども、できれば次回までに、そういった仕組みについて御説明を御用意いただいて、御報告いただければありがたいかなと思っています。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

今日は頭出しということで、次回にできかね。

#### ○矢頭副会長

そうですね。もし今日何か御意見いただけるのであればお願いしたいと思います。

#### ○八杖会長

では、まずは権利擁護センターから。もしコメントがあれば、お願いできますでしょうか。

#### ○山本権利擁護センターあだち課長

区長申立てに上がるケースの審査といたしますか、こういった案件が上がっていくのかというところについては、区長申立てに係る事務は権利擁護推進係で行っているものなのですが、必ずしも権利擁護センターに御相談が入るものでもなくて、地域包括支援センターで、区長申立ての案件として必要性を確認していただいて、関係者の中で、前さばきというか、本当に必要性があるのかどうかということも踏まえて、ちょっと前段階での第1診断みたいなことを現場でなさっているということです。

その中で、包括も含めて、権利擁護センターに御相談いただいたケースについては、そういったカンファレンスにも参加を



させてはいただいているんですけども、高齢者に関してということでは参加はさせていただいているんですけども、必ずそこに権利を交えなきゃいけないかというようなルートには今なっていないというところなので、基本的には包括から、その前さばきの結果、区長申立ての案件として、これは必要ですということで、区のほうに上げていただいて、その事例に関して、高齢援護係の職員の方なども含めて、まず事務レベルでの会議で、困難事例検討会というもので、その必要性についての精査を行います。

困難事例検討会で、これはぜひ区長申立ての方向に進めていきたいと思いますということに判断がなった場合には、区の行政の管理職も含めての区長申立審査会に最終的に諮り、そこで区長申立てとして実施していくことこの決定を行う流れとなっております。そのため、高齢者の方の区長申立てについては、個別のケースの中で権利擁護センターが相談を、例えば、包括とケアマネさんと権利とで一緒になってケースの共有をしていながら進めていくケースもあれば、全く権利が把握しないで困難事例検討会にケースとして上がってくるケースもありますので、一応、現状としては、そんな状況になっています。

関根係長からは何かありますか。

#### ○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長の関根です。

まず、区長申立てを最後ジャッジメントするのは、区長申立審査会の福祉部の管理職を中心とした合議体で、区長申立てをするかどうかという決定をそこでします。その前さばきとして、困難事例検討会というものを、それに先立つ二、三週間前に実施しているんですけども、その困難事例検

討会というのは、毎月案件依頼をかけさせていただいております。それは権利擁護センターあだちからつながる場合もありますし、地域包括支援センター、それから高齢援護係、あとは福祉事務所のケースワーカーといったところからつながるところもあります。少し話は飛びますが、事務手続の話でいえば、ほかの自治体などでは、例えば、生活保護のケースワーカーさんが申立書類一式をそろえたり、包括さんが一式そろえたりというのはあるんですけども、足立区では、区長申立審査会を経たものに関しては、区の事務職員が申立て書類の作成など、申立てに係る事務を行っております。ですので、その際の戸籍の取り寄せや診断書の作成依頼などはこちらの係で行っております。

たまたま個別案件が今回あるんですけども、こちらの資料のようなジェノグラムや、対象者の資産状況などを現場から上げてもらい、それを困難事例検討会で、どういところが不足していて、もう少しこういうところをリサーチしたほうがいいのかということ、我々係長レベルの職員や、あとは社会福祉協議会も含めた社会福祉士さん。山本課長も社会福祉士の資格をお持ちだと思うんですけども、そういった権利擁護センターの方や基幹包括の方も含めて、ケースの方針や、区長申立てが必要かどうかというところを、そこで審議した上で上げていきます。ですので、その最初の取っかかりの案件依頼をかけたときのペーパーワークの煩雑さというところを、どの辺の尺度で取るのか分かりませんが、もし、それがボトルネックになっているのであれば、そこは今後、改善していく必要もあるのかなとかというところを、今、感じたところでございます。

以上です。

○矢頭副会長

矢頭です。ありがとうございます。

そういう意味では、地域包括の職員の方が、もしかしたら大変な事務作業を負っているのかなというふうには1つの予測としてあったんですけど、そうでもなさそうだといいことですので、もしかしたら特殊事情なのかもしれないですけども、ただ、やっぱり事業所ごとの色というんですか、その熱意も含めて、そういったところは少し注視をしていきながら、困難事例検討会に上がってくるべきものが、本当に上がってきているのかどうかといったところも注視をしていただきながら進めていただけるとありがたいなど。

できれば、地域包括の方々にも、いろいろ問題点の所在というものが意識として何かあるのかどうかといったところも確認をいただけるとありがたいなと思っている次第です。

すみません。もしかしたら特殊事例なのかもしれないので、一般論として、事務作業、制度の流れとして検討していただければありがたいと思います。

○八杖会長

ありますか。どうぞ。

○和田地域福祉部長

すみません。基幹地域包括支援センターの和田です。

包括支援センターを束ねている部署になるものですから、こちらの今回の事務の流れにも関わっております。そういった観点から、包括支援センターの立場で申し上げますと、恐らくいろいろな形で首長申立てということでの御相談というのが現場から上がってきた場合なんですけど、独自に各包括で判断をするというのではなくて、まず、

一番見るというところというのは代替え手段、ほかの申立て手段がない場合が、首長申立てという考え方を一つ取ります。

その上で、あとは、その申立てが必要な状況に本当になっているかというところなんですけど、単独判断ということはあまり現場ではございません。大体、高齢の方の申立てには基本的に全て包括支援センターが入っております。というのは、包括が把握していないケースでも、区が申立ての相談を別ルートで出たときには、包括のほうに把握をしてくれということで依頼が来ますので、そういった流れがちゃんと1つできていまして、その中で、数年前に前さばきシートというのを作りまして、事務手続は実際には行政で行うんですけど、その前段階での専門医の受診であるとか、また、この方の資産の状況であるとか、あと実際に、緊急に対応する必要性の有無だとか、全部シートになっていまして、各包括は、そのシートに従った形で、区が申立書類を作れる前段階までを全部、包括が基本的には区と連携して作っております。それはもうほとんどシステムチックに動いている状況で、各単独の25の包括が動けない場合に、権利擁護センターでしたり、ほとんど基幹が多いんですけど、基幹の職員と一緒に関わって、そこの作業などに関わったりしております。

そういう中で、かなりシステムチックに、いろいろな目が入って行われていく作業になっているので、今回の御定義いただきましたケースのようなことというのが、どういう状況だったのか、少々分からないんですけども、かなり足立区の首長申立て、現場のほうから見ていますと、1つの仕組みとチェックが入る流れが確立している中で包括業務としては動いておりますの

で、恐らく、その辺のところで、課題は幾つかあるんだと思うんですけども、今の段階では、恣意的に、この包括だから止まるなどという流れにはあまりなっていない仕組みというように認識しております。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

次回の審査会のときにも、今の議論を、もう少し各部署のほうで、そこを検討いただいて、御報告をいただきたいと思っております。

私が聞いていて気になったのは、4月から中核機関が立ち上がったということでしたよね。それと、その首長申立ての関係というのは、いま一つ整理されていないのかなというような印象は持ちました。

中核機関では、必ず権利擁護センターが関わるということになっているのではないかと思いますので、今のような仕組みのままでよいのかどうか、そこを改めて見直していただく必要があるのかなと思えました。

昨日、行政機関向けの足立区の職員の皆さんに、成年後見の研修をさせていただいた際に、中核機関の説明をしたんですが、結局、足立区の中核機関って何をするのかというのが決まっていない、よく分からない。そのため、中核機関ができましたからつないてくださいねということしか言えませんでした。もう少し、今の足立区の成年後見の仕組みにどう関わるのかということや、今、お話があったような拾い上げができていないようなケースにどう関わっていくのかということなど、そういったところをもう少し検討していただく必要があるのではないかと。そうでないと、皆さん、今までの仕組みにどうつないだらいいのか、

あるいは中核機関にどうつないだらいいのか、現場の皆さんは混乱して、本来上がってくるものが上がってこないということもあるのではないかと思います。そこは併せて御検討をお願いしたいと思います。

矢頭委員、ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

#### ○矢頭副会長

大丈夫です。

#### ○八杖会長

先ほど、件数のところの話がございましたが、そちらについて御意見のある委員の先生方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

そうしましたら、その次の研修などの実施について、高齢、知的、精神と、今後の予定も含めて御報告をいただきましたので、こちらについて、御意見やアドバイス、御質問などあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○大輪委員

大輪です。よろしいでしょうか。

次の研修の問題ともリンクしているんですが、実際に弁護士相談の中にあつた、知的障がいの方が現在入所している施設から退去を求められているようなケースというような事例があつたかと存じます。これは個別問題でもありますが、実際には地域の問題にもなってきます。利用者が高齢になってきて、知的障がいの施設での継続が難しくなってくるというような案件が出てくるかと思えます。まさに意思決定支援も、ここに十分に関わる問題ですし、このような場合に、どのようなチームをつくって、本人の意思決定支援を行っていくか、それから利害関係者が、例えば、施設側は利害関係者にもなりますから、どういう事情で、この退去せざるを得ない事情なのかな

ど、そういったことを丁寧に確認していく必要があるかと思います。なので、具体的な相談が上がっている事例などを基にして、ぜひ研修、意思決定支援の研修も併せて進めていただければなと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。これは社協さんの弁護士相談のところですかね。権利擁護センターのほうから何かコメントがあればお願いしたいと思います。

#### ○山本権利擁護センターあだち課長

1つ補足させていただくと、この毎月行っている相談については、基本的に我々職員、その場に同席をしないで、弁護士の先生と相談者とでマンツーマンで御相談をいただいている、後から弁護士の先生から御報告をいただいて、こういった形で報告させていただいているという流れになります。

ただ、今、先生からありましたとおり、意思決定支援というところの捉え方だったりとか、そもそも、我々センターの職員も、こういった形で御本人の意思が存在して、その決定を支援していくのかというところについての整理というのは、まだまだ追いついていないところが現実としてあるかなとも感じておりますので、その辺については、そういった研修の機会だったりとかを、ぜひとも考えていきたいと思っております。

#### ○八杖会長

よろしいですか。ありがとうございます。

たくさんの研修とか勉強会とかしていただいていると思いますが、やりっ放しで終わってしまったら大変もったいないなと思っています。やはりそれぞれの研修は目的

を持ってやっていると思いますから、しっかりと検証して、その現場にどうつなげることができるのかなど、そういったことも含めて御検討いただくのがよろしいかと思っております。

毎回、本当にいい研修をたくさんやっていただいているのに、次回はまたリセットされて、新しい研修が単に行われているだけといった印象もないわけではありませんので。大変もったいないので、ぜひ、そういったところも意識していただければと思います。

研修の件は、この程度でよろしいでしょうか。

では、議題の2番に進みたいと思います。議題の2番は地域連携ネットワーク協議会について、御説明を事務局のほうからお願いいたします。

#### ○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長の関根です。よろしくお願ひします。

議題2です。

まず、議題2、20ページ開いていただきますと、先ほどから中核機関ですとか、ネットワーク協議会というような、いろいろ出ているんですけども、今年度、4月1日から足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会という設置要綱が、検討会設置要綱から協議会設置要綱になりまして、地域連携ネットワーク協議会、以下、協議会というものが設置された次第でございます。

内容は記載のとおりです。

第2条の所掌事務のところ、ネットワーク構成団体に関する事、機能に関する事、中核機関との連携に関する事というところでございます。

めくっていただきますと、22ページに

構成メンバーを書いております、外部委員が14名いらっしゃいまして、事務局としては、区と社協、今回、これに関しましては基幹や権利擁護センターあだちも含めて、今のこのメンバーは、ほとんど事務局になるような形で、上の委員さんたちと協議会を構成しているところでございます。

右側は10月27日に、本来、7月に第1回のネットワーク協議会を行う予定でしたが、緊急事態宣言が出て延期という形になりまして、大分遅れてしまいましたが、この部屋で10月27日に第1回目を実施した次第でございます。

名簿にあります金融機関の方が所用で出られなかったんですけども、それ以外は全員出席されまして、協議会を開催することができました。

各専門職後見人の現場からということで、次第の4にもありますように、弁護士、司法書士、社会福祉士の三士の方から、専門職後見人の実際の活動や事例などを御報告いただきまして、私は非常に有意義な会で、この会の趣旨でもある最初の関係機関の顔見せというところはできたかと思っております。

その際に使用しました資料が24ページ以降になります。協議会の説明で、名称が地域連携ネットワーク協議会という名前なので、厚生労働省の基本計画の中の権利擁護支援の地域連携ネットワークと混同しそうだったので、一応、協議会の位置であるというのを説明させていただきました。中核機関は区と権利擁護センターあだちで一体的に運営しており、それを中核機関という形で呼ぶことになりました。先ほど中核機関の御指摘がありましたので、今後、その中核機関をどのように運営していくかというところや、それも含めた協議会という

のをどのように運営していくかというところを、今後、顔見せが終わった後で検討していく必要があると思っておりますが、このような形で委員の方々に、協議会の位置づけや、中核機関のことなど、自治体を取り組むネットワークの構成について説明させていただきました。

以下、めくっていただきますと、26、27ページに、中核機関のことや協議会のイメージということが書いてありまして、中核機関の概念であるところの司令塔機能、進行機能、事務局機能というところを果たす役割の4つのセグメントに分けてあります。機能と一緒に、どこの事業をどのようにやっていくかというところを、今後、この協議会の中ないしは中核機関の中で行っていく必要があるのかなと思っております。

めくっていただきまして、28、29ページで、その中核機関における、区と権利擁護センターあだちとの役割分担という形で、このような形で書いております。

以上です。

30ページに移ります。部会という名前はいろいろと変えていかなければいけないとは、思っているんですけども、協議会の中でメインとして活動していくところを絞って部会と銘打ってやっていくという中で、活動内容案ということで、データをコラムみたいな形で作成するというので、一応、御了承いただきまして、無作為に抽出させていただきました専門士ほかの団体さんのところで、記事を右、31ページにありましたように寄稿していただいて、ホームページにアップできる、中核機関の項目作りしましたので、そのホームページにアップできればいいかなということで、32、33ページのような割り付けを

する予定で、原稿をいただいている団体も既にございます。

取り急ぎ、事務局主導で今年度の活動としてやってしまったような気がしますので、今後、区や委託先の体制等もふまえながら、2回目以降に活動等を検討していく必要もあるのかなというように内省しております。

以上でございます。

#### ○八杖会長

御説明ありがとうございました。

では、この地域連携ネットワーク協議会の件について、御質問や御意見をいただきたいと思いますが、まず、矢頭委員が参加メンバーということかと思しますので、その立場も含めて、コメントをいただければと思います。よろしくをお願いします。

#### ○矢頭副会長

実は私自身、少々反省をしております。私、審査会の委員のメンバーとして、ここに参加させていただいているわけなんですけれども、審査会の委員としては足立区内における成年後見制度の利用促進の事業について、第三者的な視点でいろいろな意見を申し上げるという立場だと思っております。私、このネットワーク協議会の中の委員にも入り、かつ今回、この中の広報部の中にも、司法書士が担ってくれということで、そういう状況の中で、こういった現場の仕事もしつつ審査会の委員もやるというのは、よくないなというところを、今、反省しているところです。そういう意味においては、なるべくこういった広報部会という現場のところは、ほかの司法書士のメンバーに頼みたいなというふうに思っていたところ、まだ、こういった現場の活動も走りながら考えていくということ。どこでも、それほど先進的な

事例とか、多少はあるにせよ、足立区内の事情に即した活動はどうあるべきなのかといったところが、まだ議論が煮詰まっていない状況の中で、ある程度、走りながら考えていくというのはやむを得ない状況の中で、かといって、ほかのメンバーに託したときに、今までの議論とか、そういったところが全く分からないところの中で、何をどうすればいいのかというところが戸惑って、一時期はちょっとお願いして振ったところ、何をすればいいか分からないというところもあって、結果的に、3人のメンバーでやらざるを得ないというような形になっているところでもあります。

そういう意味においては、一定程度、基礎的な、まず広報部会というものは、どういう根拠の下に設置された部署で、何をやっていくのかといったところの大本の骨組み程度を早めに確立させていただき、これは多分、協議会の本会の中で議論をしていくということになろうかと思っております。その議論の中では、多分、他の地域の先進的な取組を踏まえて、足立区の活動としてふさわしい、あるべきところを目指していくと、そこをある程度イメージを共有していくということだと思っておりますけれども、そのところが早くできて手渡したいなというふうに思っている次第です。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、もしくは区役所の皆さんから、何か御意見や御質問、コメント等あったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小川さん、よろしくをお願いします。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当、

小川です。

先ほどの議題1のところの議論にもあったかと思うんですけども、中核機関と区長申立ての関係性みたいなお話があったかと思います。高齢の部分と障がい、障がいも精神障がいと知的障がいというのは当然あるんですけども、今、例えば、区長申立てなどで、障がいの知的障がいの部分で出てくるのは、やはり先ほど大輪先生からあったような、そもそも知的の施設にずっといた人が、身障的なところの障がいが出てきたから、もういられなくなったのか、あるいは介護保険の施設へ移るんだけど、親御さん等のキーパーソンが、もうそもそも難しいので、何とか区長申立てでやっていただけないかみたいなものが、ずっと蓄積していた部分があります。

それと同時に、地域のところでいうと、やっぱり親御さんの高齢化と御本人の高齢化で、不幸にして親御さんが倒れて、どうしようもなくなって、ほかに見る人がいないから、やはりここは区長申立てでというようなことが少しずつ増えてきています。そういう意味では、やはり知的障がいの方は、そもそも判断能力とかという部分では、なかなかしんどい状況がずっと小さい頃から来ていて、一方で、じゃあ、意思決定支援であるとか、もっと言うと権利擁護ということ、どこまで尊重されて、どこまで考えられて支援をされてきたんだろうかというのが、そもそもあるような気がするんです。特に入所施設に入ったら、言葉は悪いんですけども、一丁上がりのところというのが、どうしてもある中で、施設入所している人に対して、成年後見制度の区長申立てで何か後見人さんを御支援していただくようになったとしたら、そこで何か終わっているような気がしていて、特

に障がいの場合は、足立区外のほうが圧倒的に入所施設は多いですので、私自身も、例えば、青森であるとか、秋田であるとか、そういったところの区長申立てをやったことはありますが、では、どこまでそれが行けるのかという話になると、現状でいうと3年に1回の障害支援区分の調査のときに行くぐらいなわけですよ。それもコロナがあって、来てくれると言われていて、今、その調査そのものもできていないみたいな状況があります。

そういう中で、このネットワーク協議会に、戻ったときに、やはり地域の中でどれだけ意思決定支援とか権利擁護ということ、それぞれの関係者が考えて、知的障がいの方の支援をしているのかということ、残念ながら、まだまだ、そこはやはり重要視されていないというのが実感としてあります。それを啓発していく、あるいは広報していくというか、その1つの仕組み、やり方として、前段のところの小規模講座のところで、御家族が一番ぴんとくるのは、区内でいうと施設の職員、通所施設の職員の言うことが一番安心できるというのが現状としてあって、これが高齢の仕組みのケアマネジャーさんとの違い。相談支援専門員よりは、やはり毎日通っている施設の職員のほうが信頼感が高いんですよ。だから、そこに小規模講座でいろいろ働きかけていって、例えば、グループワークなどいろいろやりながら、その部分を刷り込んでいくというか、一緒に考えようというところから始めていかななくてはいけないと思って、小規模講座の計画を立てているところなんですけれども、障がいの部分でいうと、やはりそこが一番必要になってくるなと思っていて、そういう部分では、それをどうやって広報的に、あるいは啓発してい

くのかというところが、やらなくてはいけないところだと考えています。

それを、我々の立場でどういうふうにしていくのかというのが、これから、このネットワークの協議会のところでも意見を私も言いながら、具体的に発信していくということになるのかなと考えています。障がい、知的障がいの部分では、そういうふうを考えています。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

大輪委員、今のことについて、もしお話があれば。

#### ○大輪委員

大輪です。

私も同じように思っておりまして、施設というのは、やはり閉鎖的なところでもございまして、施設が1度、こういう方針を立ててしまうと、自分たちの施設では限界だというような形で、ほかの施設へというような感じで利用者の居所が決まってしまうというようなことが往々にしてありがちだと思います。

保護者も高齢になり、自らが施設を選んだり探したりすることができない状況の中で、本当に本人に適した施設をどうやって選ぶのかというような課題もそこには含まれているかと思います。具体的なケースや相談からチームをつくって、チームを支援する体制づくりというのがすごく重要になってきますし、チームをコーディネートしていく役割、その施設関係者も入れるのはもちろんですが、権利擁護支援の視点から意見を言える立場の方たちが関わって、本人の意思決定支援や、将来のことを考えていくというようなことが重要になってくると思っています。

後見人だけでは、なかなかそこに関わって入っていくのは難しく、選択肢がない中で、どうしたらいいのかと迷うことも往々にあります。ですから、ここは検討のためのチームをつくっていく支援をお願いしたいと思います。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

地域連携ネットワーク協議会の構成なのですが、今、国の厚生労働省の基本計画、本年度が成年後見利用促進最終年度ということで、今、次期計画というのが国で検討されて、1月頃にパブコメというような流れになっています。

その中で、協議会の在り方、構成員というところの内容がありまして、最初の5年の計画のときには、やはり支援者を中心としたメンバーで協議会を構成していこうということがうたわれていたんですが、次期5年計画のところでは、その支援者に加えて、当事者の皆さんの声を発することができる方も協議会に加えていこうという計画になっているようです。ですから、今のお話を聞いていて、やはり成年後見というのはこういうものであるとか、こういった支援体制があるとか、当事者の皆さんも協議会の中で発言ができるような協議会に将来的にはなっていくと、少しずつ、こういうやり方もあるんだねとか、こういう施設もあるんだねとか、いろいろなことが情報共有できてよいのではないかというのを少し感じましたので、今後、このネットワーク協議会をどんな形で足立区が進めていくのか、26ページに、一応、計画のようなものが簡単に記載されておりますが、これを具体的にもう少し考えていく必要があるのではないかというのを感じたところです。

皆さん、ほかに何かありますでしょうか



か。始まったばかりの協議会ですから、これからいろいろな議論をして、積み重ねて、いい流れになっていくとよいなと思いました。

今日、中核機関の話も少し話題にいたしました。4月から中核機関も協議会もできて、足立区成年後見利用促進の新たなスタートをしたのだと思います。

今、お話を議題1と議題2で伺っていると、結局、これから中核機関とネットワークがどう利用促進に関わっていくのかというのが、あまり具体的に詰められている状況にはないのではないかというのが印象として感じたところです。

26ページに、その簡単なネットワーク協議会の今後の計画が書かれていますけれども、やはり足立区は、今日、お話伺っていても、いろいろな仕組みがあって、いい仕組みがあって、皆さん頑張っている状況ですから、どこに向かって、この成年後見利用促進をやっているのかというところを、いま一度、御検討いただくのがいいのではないかと思います。

前年度から少し話題になっていましたけれども、福祉保健計画に入れ込むことはできなかったと思いますが、足立区の関係者の内部で、また簡単な計画を少し立てて、それで何が課題であって、どうしていったらいいのかということ、ざっくりばらんに協議会なども議論していただいて、内部計画と言うと少々変ですが、そういったものを作成いただきたいというのが前年度からお伝えしているところですので、今年度も目標としていた中核機関とネットワーク協議会が立ち上がりましたので、ぜひ、その計画についても何とか御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、連携ネットワーク協議会の議題は以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

では、議題の3番、(令和5年度登録)あだち区民後見人の公募のスケジュールについて、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係、関根です。よろしくお願いいたします。

議題3、あだち区民後見人の公募についてです。

9月に、委員の方々に最終選考していただき、今年度、10月に3名、新しく登録させていただきました。昨年度はコロナの関係で公募を見送ったんですけれども、今年度は募集し、4年度に養成をしまして、5年度に登録を目標とすることで、以下の36ページに記載しています計画のとおり公募説明会をし、養成し、令和5年度、再来年度の4月に登録を目指すものでございます。

募集目標としては10名です。

公募説明会を1月18日と21日に開催します。当初は区役所と北千住にあります千住庁舎と分けて実施する予定だったんですけれども、少々内部の事情がありまして、区役所から変更となり、両日とも千住庁舎で行うという運びになりました。

スケジュールは以下のとおりです。

37ページ以降にあります。既にホームページにも、アップしていますのと、最終稿まで間に合わなかったんですけれども、39ページに特集記事として、芸人をされながら、足立区の区民後見人やられている青空一風さんにインタビューしたものを掲載したものを広報として12月25日

号に載りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

御質問や御意見がありましたら、委員の先生方、よろしく願いしたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんか。

今年も募集は10名。養成を10名予定しているということかと思えますけれど、これはいいんですかね。令和3年度養成目標10名と書いてありますが、これは10名出すと、登録者がまた40名を超えるような感じになって、受任者が6名というような、登録者ばかりが増えていくという問題になるような気もしておりますが、その点は何か改善というか、こういうプランで増やしていきますというのはあるのでしょうか。

#### ○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターの山本です。

まさにそのとおりでございまして、区民後見人さんの受任件数がなかなか思うように増えていかないというところで、センターとしても、この間、弁護士の先生や司法書士の先生が担当されていたケースを区民後見人さんにリレーするという形で案件として2ケースほどいただいていたんですけども、手続を行う前の段階で、急遽入院してしまったとか、施設に戻るのが難しい状況になってしまったというようなことが相次いで、なかなかそれもかなわないというところがありました。

区民後見人さんにリレーしていくもう一つの方法として、法人後見からのリレーというようなことも検討している中で、今、社協として法人後見を受任しているケース

が3ケースあって、実は先日行った法人後見の審査会の中でも、4件目として、新規受任するケースの審査をいただいて、ゴーサインが出た。では、申立てをして、法人後見として受任して、落ち着いたらリレーしていこうという形を、法人後見の4件目の受任を検討していたところ、申立て半ばで、その方もお亡くなりになってしまって、なかなか法人後見からリレーするところも件数が芳しくないような状況になっています。

ただ、今、法人後見で受任している3ケースの中の2ケースが、現状、1ケース目は老健に入所されている方が、特養の入所が決定いたしましたして、年内もしくは年明けすぐに特別養護老人ホームのほうに入所することができますので、このケースについては法人後見支援員という形で、実際にこの後見活動のメンバーの方から選ばれた方に、まず活動していただいて、慣れてきたところでリレーしていくということを直近で検討しているところです。

もう一件が、グループホームに、今、入所されている方なのですが、今、入られているグループホームが聴覚障がい者の方のグループホームで、聴覚障がいのある方、若い方も年配の方も、たくさん、いろいろな属性の世代の方がいらっしゃるというところで、認知機能の低下によって、その利用者さん同士でトラブルがあるというところで、特別養護老人ホームの申込みを、この方についてもしていたところ、この方も同じぐらいのタイミングで、特養の入所が今決まったところです。なので、そちらについても法人後見支援員に、まず導入をした後に、慣れたところでリレーしていくというふうな、今、想定で、法人後見で、今、受任している3件のうち2件が法人後

見支援員の導入から単独受任へのリレーを年度内には進めていければなというふうに動いているところでございます。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。いろいろ御検討いただいているようですが、やはり非常にやる気があって、せっかく養成をしてということですから、しっかり活躍をしていただく、そういったことがますます必要になってくるかと思えます。

御承知のとおり、今、どんな方が成年後見人になっているのかというところで、親族が2割、専門職が8割という、こういう状況なんですね。これはやはり、少し成年後見制度が使いづらいといえますか、必ず専門職がついてしまうと、そんな流れというのはよくないと言われていまして、後見人をやる人の多様性、いろいろな方が後見人をやるということで、市民後見人さん、区民後見人さんの役割というのはますます重要だと、次期計画にも、そういった記載がされております。新たに活躍支援という言葉もできるのかな。ですから、足立区もせっかくいい人たちがたくさんいるわけですから、皆さんにどう活躍していただくのかというところを、今まで以上にしっかり御検討いただきたいと思えます。

そこはやはり中核機関としてのマッチングのところでも、もっと区民後見人さんが候補になってくるようなことも増えてきていいんじゃないかなと思えますから、ぜひ、御検討をお願いしたいと思っております。

#### ○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係の関根です。

区長申立審査会の前に開催する困難事例検討会、名前が確かに物々しいですが、実際、虐待なども、もちろんありますけれど

も、最近多いのは、支援者不在ケースや、施設の入所が決まれば生保廃止になるというケースで、そういったケースに関しましては、積極的に区民後見人の受任を進めていくということで、入所手続などは専門職がやって、その後に区民後見人へのリレーを考えるとすることは、審査会でも度々挙がっております。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。まさにそのとおりで、区長申立ての間口を広げてやっていくのも一つの方法だと思います。

ただ、区長申立ての件数を見る限りでは、そこがなかなか件数には結びついてきていないように感じます。そうしますと、冒頭、矢頭委員からもお話があったような、きちんとみんなで統一的な、包括の皆さんとかで、こういった案件も区長申立に上げていいというところが、少々浸透していないのかなとも思えますので、その点も、皆さん、御協力をお願いしたいと思えます。

では、今の区民後見人の公募の件はよろしいでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、本件の質疑は以上とさせていただきます。

議題の4番ですが、これは個別案件となりますので、大変申し訳ありませんが、傍聴人の方は御退室をお願いしたいと思います。

(傍聴人退室)

(議題4の質疑は非公開)

#### ○八杖会長

では、最後に事務局から次回の日程について御説明がありますので、よろしく申し上げます。

#### ○関根権利擁護推進係長

大きな次第の2番になりまして、次回の日程ですが、令和4年の2月24日午前10時から、同じ部屋を予定しております。

また、現在の委員の先生方の任期が、令和4年1月24日までとなっております。その件につきまして、今、内部調整をして、また再度、再任などのお願いをさせていただいた上で委嘱をさせていただきたいと思っております。こちらの調整が済み次第、またご連絡させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。

議事録につきましては、事務局が作成し、各委員への御確認をお願いします。

本日は、これで散会させていただきます。ありがとうございました。

( 閉 会 )